

| | | |
|---|-------|----|
| ○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄） | ．．．．． | 1 |
| ○都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）（抄） | ．．．．． | 1 |
| ○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄） | ．．．．． | 3 |
| ○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄） | ．．．．． | 6 |
| ○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄） | ．．．．． | 9 |
| ○生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）（抄） | ．．．．． | 9 |
| ○生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）（抄） | ．．．．． | 9 |
| ○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄） | ．．．．． | 10 |
| ○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄） | ．．．．． | 12 |
| ○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄） | ．．．．． | 14 |
| ○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄） | ．．．．． | 24 |
| ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄） | ．．．．． | 29 |
| ○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄） | ．．．．． | 29 |
| ○身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄） | ．．．．． | 30 |
| ○老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（抄） | ．．．．． | 30 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄） | ．．．．． | 31 |
| ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄） | ．．．．． | 31 |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄） | ．．．．． | 32 |
| ○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（抄） | ．．．．． | 32 |
| ○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄） | ．．．．． | 32 |
| ○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄） | ．．．．． | 33 |
| ○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄） | ．．．．． | 33 |
| ○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄） | ．．．．． | 35 |
| ○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄） | ．．．．． | 36 |
| ○地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）（抄） | ．．．．． | 36 |
| ○流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）（抄） | ．．．．． | 36 |

| | |
|---|----|
| ○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄） | 36 |
| ○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄） | 37 |
| ○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄） | 37 |
| ○ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄） | 37 |
| ○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄） | 38 |
| ○ 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄） | 38 |
| ○ 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄） | 38 |
| ○ 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）（抄） | 39 |
| ○ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄） | 39 |
| ○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄） | 40 |
| ○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄） | 40 |
| ○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄） | 41 |
| ○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄） | 41 |
| ○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄） | 42 |
| ○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄） | 43 |
| ○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄） | 43 |
| ○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄） | 43 |
| ○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄） | 44 |
| ○ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（抄） | 44 |
| ○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄） | 44 |
| ○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（抄） | 44 |
| ○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄） | 45 |
| ○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄） | 45 |
| ○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄） | 45 |
| ○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄） | 45 |
| ○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄） | 46 |
| ○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄） | 46 |
| ○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄） | 46 |
| ○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄） | 48 |
| ○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） | 48 |

| | | |
|--|-------|----|
| ○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） | ．．．．． | 48 |
| ○ 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）（抄） | ．．．．． | 49 |
| ○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄） | ．．．．． | 49 |
| ○ 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄） | ．．．．． | 49 |
| ○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百十二号）（抄） | ．．．．． | 50 |
| ○ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号） | ．．．．． | 50 |
| ○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄） | ．．．．． | 50 |

○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）

（緑化率の最低限度）

第十一条 法第三十五条第九項の政令で定める緑化率の最低限度は、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上であり、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める数値とする。

一 十分の二・五

二 一から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第八項、第五十九条の二第二項、第八十六条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条の二第二項の規定に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値

（報告及び立入検査）

第十二条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項、第二項、第六項、第七項若しくは第九項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第四項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 （略）

（地区計画等緑化率条例による制限）

第十三条 （略）

2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

一 一三 （略）

四 法第三十五条第三項の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（緑化率）

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緑化地域内の高度利用地区（壁面の位置の制限が定められているものに限る。）、「特定街区」（都市計画法第八条第一項第四号に掲げる特定街区をいう。以下同じ。）、「都市再生特別地区又は壁面の位置の制限が定められている同条第一項第六号に掲げる景観地区（以下この項において「高度利用地区等」という。）の区域内において前項前段に規定する建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上とし、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。
 - 一 十分の二・五
 - 二 一から高度利用地区等に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値
- 3 （略）
- 4 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 5 （略）
- 6 一から建築基準法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値が前条第一項の規定により都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度を下回る建築物（高層住居誘導地区、高度利用地区、特定街区又は都市再生特別地区（以下この条において「高層住居誘導地区等」という。）の区域内の建築物を除く。）の緑化率は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、景観地区内の建築物（前項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）以外の建築物にあつては当該一から同法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値以上でなければならない。景観地区内の建築物にあつては当該数値以上であり、かつ、第二項の規定により市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上でなければならない。
- 7 建築物の敷地が、第一項、第二項又は前項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。
- 8 （略）
- 9 第一項、第二項及び前三項の規定にかかわらず、建築基準法第五十二条第八項、第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条の二第二項の規定の適用を受ける建築物についての緑化率の最低限度は、政令で定める。

（報告及び立入検査）

第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をす

る者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

2 (略)

○都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号) (抄)

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第一条の二 一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。

(公園施設の種類)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一 野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 (略)

5 (略)

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、売店、飲食店(料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。

)、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

7・8 (略)

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第六条 (略)

2 5 (略)

6 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。
2 5 6 (略)

(公園管理者の権限の代行)

第十条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 (略)

二 法第十七条第一項の規定により都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。

三 (略)

四 法第二十二条第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第二十五条の規定により公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第十一条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて次に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならぬ。

一 5 (略)

(占用物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 標識

- 一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの
- 一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの
- 二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの
- 二の二 蓄電池で地下に設けられるもの
- 二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの
- 三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの
- 四 索道及び鋼索鉄道
- 五 警察署の派出所及びこれに附属する物件
- 六 天体、気象又は土地観測施設
- 七 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設
- 八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場
- 九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）
- 十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

（占用の期間）

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

- 一 次に掲げるものについては、十年
- イ 法第七条第一号から第三号まで及び第十二条第一号から第五号までに掲げるもの
- ロ (略)
- ハ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十条の二第一項に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設（同項に規定する保育所等施設をいう。）
- ニ 法第七条第四号及び第十二条第六号に掲げるものについては、三年
- 三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、一年

四 法第七条第六号並びに第十二条第七号及び第八号に掲げるものについては、三月

(占用に関する制限)

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 法第七条第三号に掲げるもの並びに第十二条第二号の三に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。

四 (略)

四の二 蓄電池で地下に設けられるもの並びに第十二条第二号の三に掲げる河川管理施設、変電所及び熱供給施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

五 第十二条第三号に掲げるものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。

六 (略)

六の二 第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同条第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

七 (略)

八 第十二条第九号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

九 第十二条第十号に掲げる仮設の施設(建築物に限る。)を設ける場合においては、占用することができる都市公園は〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。
十 第十二条第一号の三に掲げる発電施設及び同条第二号の三に掲げるものについては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。

○都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園

又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一〜四 (略)

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六 (略)

七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

八・九 (略)

3 (略)

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 (略)

(公園管理者の権限の代行)

第五条の三 前条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳（以下この条において「都市公園台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。

2・3 (略)

(公園一体建物に関する協定)

第二十二条 (略)

2 公園管理者は、協定を締結した場合には、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその写しを公園管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定で定めるところにより、公園一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、公園管理者の事務所において閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(公園保全立体区域)

第二十五条 公園管理者は、立体都市公園について、当該立体都市公園の構造を保全するため必要があると認めるときは、その立体的区域に接する一定の範囲の空間又は地下を、公園保全立体区域として指定することができる。

2 公園保全立体区域の指定は、当該立体都市公園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

3 公園管理者は、公園保全立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域）

第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区及び同条第四項に規定する開発整備促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。

一・二 （略）

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区（第二十七条において「同意基本計画に係る拠点地区」という。）の区域

○生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）（抄）

（法第八条第二項第五号の政令で定める施設）

第四条 法第八条第二項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるものに設置される当該農地の保全又は利用上必要なものとする。

- 一 農作業の講習の用に供する施設
- 二 管理事務所その他の管理施設

○生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）（抄）

（生産緑地地区内における行為の制限）

第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓
- 2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。
 - 一 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設
 - 二 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
 - 三 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
 - 四 農林漁業に従事する者の休憩施設
 - 五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 3 〃9 (略)

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄）

（都市施設について都市計画に定める事項）

第六条 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 〃六 (略)
- 七 一団地の住宅施設 面積、建築物の建ぺい率の限度、建築物の容積率の限度、住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針
- 八 一団地の官公庁施設 面積、建築物の建ぺい率の限度、建築物の容積率の限度並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置の方針

2 (略)

（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの）

第十三条 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

| 地区計画等 | 事項 |
|-------|-----|
| (略) | (略) |

| | |
|---------------|--|
| <p>沿道地区計画</p> | <p>一～五 (略)</p> <p>六 沿道再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（ホに掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率を超えて定められる場合に限る。）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 建築物の建ぺい率の最高限度</p> <p>へ (略)</p> |
| <p>集落地区計画</p> | <p>一～三 (略)</p> <p>四 建築物等に関する事項のうち、建築物等の形態若しくは色彩その他の意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限以外のもの</p> |

（市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）
 第三十六条の三 法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この条、第三十八条の四、第三十八条の五及び第三十八条の七において同じ。）で仮設のもの
の建設
- 二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更
- 三 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の建築又は既存の建築物の敷地内において行う当該建築物に附属する工作物の建設
- 四 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- 五 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十六条の四 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設（法第十一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。）に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第三十八条の二 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為は、第三十六条の三各号に掲げる行為とする。

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十八条の三 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、第三十六条の四に規定する行為とする。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号) (抄)

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一〜七 (略)

八 一団地の住宅施設(一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

九 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

十 流通業務団地

十一〜十四 (略)

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3〜6 (略)

(市町村の都市計画の決定)

第十九条 (略)

2 (略)

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

4〜5 (略)

(都市計画の変更)

第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更(第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

(建築等の制限)

第五十二条の二 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 (略)

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2 3 (略)

(建築等の制限)

第五十七条の三 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設については、第五十二条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

2 (略)

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画に必要限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反

- に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
- 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしてしている者若しくはした者
- 三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者
- 四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者
- 2 5 4 （略）

第九十一条 第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（有効面積の算定方法）

第二十条 （略）

2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値（天窗にあつては当該数値に三・〇を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に〇・七を乗じて得た数値）とする。ただし、採光補正係数が三・〇を超えるときは、三・〇を限度とする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 隣地境界線（法第八十六条第十項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の法第八十六条の二第一項に規定する一敷地内認定建築物（同条第九項の規定により一敷地内認定建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内認定建築物」という。）又は同条第三項に規定する一敷地内許可建築物（同条第十一項又は第十二項の規定により一敷地内許可建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内許可建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道（都市計画区域又は準都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第四百四十四条の四を除き、以下同じ。）に面する場合にあつては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあつては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の二分の一だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）を、その部分から開口部の中心

までの垂直距離で除した数値のうちの最も小さい数値（以下「採光関係比率」という。）に六・〇を乗じた数値から一・四を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、それぞれイからハまでに定める数値）

イ〜ハ（略）

二・三（略）

（用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

第三十条 法第四十八条第十四項の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項（第十四項及び第十五項を除く。以下この条において同じ。）のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）を受けた際における敷地内におけるものであること。

二・三（略）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第三十条の二の三 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び工業専用地域以外の区域内における卸売市場の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第四号に該当するものを除く。）

二〜六（略）

2（略）

（第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅）

第三十条の三 法別表第二（い）項第二号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるものを除く。）とする。

一〜四（略）

五 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。第三十条の五の二第四号及び第三十条の六において同じ。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。）

六・七 (略)

(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物)
第三百十條の五 法別表第二(イ)項第十号及び(ロ)項第三号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第一項及び第二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物)

第三百十條の五の二 法別表第二(ロ)項第二号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(第二種中高層住居専用地域及び工業専用地域内に建築してはならない運動施設)

第三百十條の六の二 法別表第二(ニ)項第三号及び(ビ)項第七号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第四項及び第十二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める運動施設は、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場とする。

(第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物)

第三百十條の七の三 法別表第二(ハ)項第三号及び(ニ)項第四号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

(第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途)

第三百十條の八の二 法別表第二(ヘ)項第六号及び(ロ)項第七号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める用途は、場外勝舟投票券発売所とする。

2 法別表第二(ト)項第六号及び(ワ)項(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)

(一)の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)

第三百十條の九 法別表第二(ロ)項第四号、(リ)項第四号及び(ル)項第二号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備(安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。)により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類(消防法別表第一の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。)、アルコール類(同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。)、第二石油類(同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。)、第三石油類(同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。)及び第四石油類(同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。)並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

(略)

2 (略)

(準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途)

第三百十條の九の二 法別表第二(ロ)項第五号及び第六号並びに(カ)項(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物)

第三百十條の九の三 法別表第二(ロ)項第三号及び(ニ)項第三号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第八項及び第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。

(商業地域内で営んではならない事業)

第三百十條の九の四 法別表第二(リ)項第三号二十(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第九項の規定を準用する場合を含む。)(一)の規定により政令で定める事業は、スエーディングマシン又はロールを用いる金属の鍛造とする。

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百十條の九の五 法別表第二(ニ)項第一号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第十項の規定を準用する場合を含む。)(一)の

規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第二(ぬ)項第一号五に掲げる銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が三十パーセントを超えるアンモニア水を用いないもの
- 二 法別表第二(ぬ)項第一号十二に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ (略)
- 三 法別表第二(ぬ)項第一号十六に掲げる合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの
- 四 法別表第二(ぬ)項第一号二十八に掲げる事業のうち、スエーディングマシン又はロールを用いるもの
- 五 法別表第二(ぬ)項第一号三十に掲げる事業のうち、集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認め定める方法により行われるもの

(準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造)

第三十條の九の六 法別表第二(ぬ)項第一号十一(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第十項の規定を準用する場合を含む。)

一・二 (略)

2 (第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等)
第三十條の十 法第五十五條第二項の規定により政令で定める空地は、法第五十三條の規定により建ぺい率の最高限度が定められている場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一から当該最高限度を減じた数値に十分の一を加えた数値以上であるものとし、同条の規定により建ぺい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の一以上であるものとする。

2 (略)

(法第五十六條第七項第三号の政令で定める位置)

第三十五條の十一 法第五十六條第七項第三号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

一 (略)

二 前号の位置の間の基準線の延長が、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあつては一メートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては二メートルを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあつては一メートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては二メートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の

の建築物にあつては二メートル以内の間隔で均等に配置した位置
2.5 (略)

(建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合等の措置)

第三百三十五条の十三 法第五十六条の二第一項に規定する対象区域（以下この条において「対象区域」という。）である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは用途地域の指定のない区域内にある部分の軒の高さが七メートルを超える建築物若しくは当該部分の地階を除く階数が三以上である建築物又は高さが十メートルを超える建築物（以下この条において「対象建築物」という。）が同項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合には当該対象建築物がある各区域内に、対象建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該対象建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合には当該対象建築物が日影を生じさせる各区域内に、それぞれ当該対象建築物があるものとして、同項の規定を適用する。

(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離に対する制限の緩和)

第三百三十五条の二十一 (略)

(敷地内の空地及び敷地面積の規模)

第三百三十六条 法第五十九条の二第一項の規定により政令で定める空地は、法第五十三条の規定により建ぺい率の最高限度が定められている場合においては、当該最高限度に応じて、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が次の表に定める数値以上であるものとし、同条の規定により建ぺい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の二以上であるものとする。

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| | 法第五十三条の規定による建ぺい率の最高限度 | 空地の面積の敷地面積に対する割合 |
| (一) | 十分の五以下の場合 | 一から法第五十三条の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値に十分の一・五を加えた数値 |
| (二) | (略) | (略) |
| (三) | 十分の五・五を超える場合 | 一から法第五十三条の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値に十分の二を加えた数値 |

2 (略)

3 法第五十九条の二第一項の規定により政令で定める規模は、次の表の(い)欄に掲げる区分に応じて、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、規則で、同表(は)欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

| | | | |
|---------|--------------------------|-------|----------------|
| | (い) | (ろ) | (は) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (一) | 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域 | 三、〇〇〇 | 一、〇〇〇以上三、〇〇〇未満 |
| (二)～(四) | (略) | (略) | (略) |

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の五 (略)

2～4 (略)

5 建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建ぺい率の最高限度の算定に当たっては、同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、建築物の延べ面積又は建築面積は、当該建築物の延べ面積又は建築面積の合計とする。

6～12 (略)

(都道府県知事が指定する区域内の建築物に係る制限)

第三百三十六条の二の九 法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 建築物の建ぺい率の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第五十三条の規定による制限より厳しいものでないこと。

四～六 (略)

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第二項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の

七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 増築後の法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

四 法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

五 (略)

(高度利用地区等関係)

第三百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項（建築物の建ぺい率に係る部分を除く。）、法第六十条の二第一項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）又は法第六十条の三第一項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率

の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)
第三百三十七条の十二 (略)

2・3 (略)

4 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更(第三百三十七条の十九第二項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないこれらの修繕又は模様替の全てとする。

(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)

第三百三十七条の十八 法第八十七条第一項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

一〇十一 (略)

(建築物の用途を変更する場合に法第二十四条等の規定を準用しない類似の用途等)

第三百三十七条の十九 法第八十七条第三項第二号の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、法第四十八条第一項から第十三項までの規定の準用に関しては、この限りでない。

一〇四 (略)

2 法第八十七条第三項第三号の規定により政令で定める範囲は、次に定めるものとする。

一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること。
イ・ロ (略)

ハ 法別表第二(イ)項第二号又は同表(ロ)項第三号(一)から(二十)までに掲げる用途

ニ 法別表第二(ロ)項第一号(一)から(三十)までに掲げる用途(この場合において、同号(一)から(三)まで、(十一)及び(十二)中「製造」とあるのは、「製造、貯蔵又は処理」とする。)

ホ 法別表第二(三)項第五号若しくは第六号又は同表(イ)項第二号から第六号までに掲げる用途

二 法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

三 用途変更後の法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

3 (略)

(工作物の指定)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地(法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物については、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)とする。

一 法別表第二(イ)項第三号十三又は十三の二の用途に供する工作物で用途地域(準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。)内にあるもの及び同表(イ)項第一号二十の用途に供する工作物で用途地域(工業地域及び工業専用地域を除く。)内にあるもの

二 自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの

イ 築造面積が五十平方メートルを超えるもので第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの(建築物に附属するものを除く。)

ロ (略)

ハ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が六百平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。))の延べ面積の合計が六百平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(築造面積が五十平方メートル以下のもの及びロに掲げるものを除く。)

ニ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1)・(2) (略)

ホクチ (略)

三 高さ八メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第

一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの

四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの

五 汚物処理場、ごみ焼却場又は第三百三十条の二の二各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域（準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に限る。）内にあるもの
六（略）

（製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等）

第四百四十四条の二の二 第三百三十八条第三項第一号から第四号までに掲げるものについては、第三百三十七条（法第四十八条第一項から第十三項までに係る部分に限る。）、第三百三十七条の七、第三百三十七条の十二第四項及び第三百三十七条の十九第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三百三十七条の七第二号及び第三号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（居室の採光及び換気）

第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室（居住のための居室、学校の教室、病室の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。）には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間に於いて政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。

2 4（略）

（用途地域等）

第四十八条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第二(ロ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第二(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、

この限りでない。

4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第二(ニ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

5 第一種住居地域内においては、別表第二(ロ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

6 第二種住居地域内においては、別表第二(ハ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

7 準住居地域内においては、別表第二(ト)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

8 近隣商業地域内においては、別表第二(チ)に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

9 商業地域内においては、別表第二(リ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

10 準工業地域内においては、別表第二(ヌ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

11 工業地域内においては、別表第二(ル)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合には、この限りでない。

12 工業専用地域内においては、別表第二(ロ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

13 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内においては、別表第二(ワ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

14・15 (略)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画面上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における外壁の後退距離）

第五十四条 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下この条及び第八十六条の六第一項において「外壁の後退距離」という。）は、当該地域に関する都市計画において外壁の後退距離の限度が定められた場合においては、政令で定める場合を除き、当該限度以上でなければならぬ。

2 (略)

（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の高さの限度）

第五十五条 (略)

2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるもの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。

3・4 (略)

（建築物の各部分の高さ）

第五十六条 (略)

2・6 (略)

7 次の各号のいずれかに掲げる規定によりその高さが制限された場合にそれぞれ当該各号に定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして政令で定める基準に適合する建築物については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

一・二 (略)

(略)

三 第一項第三号、第五項及び前項（同号の規定の適用の緩和に係る部分に限る。）

隣地境界線から真北方向への水平距離が、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあつては四メートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては八メートルだけ外側の線上の政令で定める位

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十六条の二 別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ロ)欄の当該各項(四)の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(ハ)欄の各項(四)の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(二)の項及び三)の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(イ)欄の(一)、(二)又は(三)の号(同表の三)の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

25 (略)

(敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例)

第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 (略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条において同じ。)の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十条、第三十四条第二項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七條の五第一項、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十

八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

254 (略)

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合には、第四十八条第一項から第十三項まで、第五十一条、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三條第二項、第四十九條から第五十條まで、第六十条の三第三項、第六十八條の二第一項及び第五項並びに第六十八條の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十三項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三條第二項、第四十三條の二、第四十九條から第五十條まで、第六十八條の二第一項若しくは第六十八條の九第一項の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合

二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

三 第四十八条第一項から第十三項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

4 (略)

（工作物への準用）

第八十八条 (略)

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし

、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十三項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項及び第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（用語の意義）

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。

5～13 (略)

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をい

、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

2～4 (略)

5 この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

6～8 (略)

第六条の三 (略)

3～6 (略)

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を

除く。)を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。))第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

8・9 (略)

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

11～14 (略)

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるもの)に限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。

2 (略)

○身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)(抄)

(事業)

第四条の二 この法律において、「身体障害者生活訓練等事業」とは、身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供する事業をいう。

2・3 (略)

(身体障害者福祉センター)

第三十一条 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

○老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)(抄)

(老人デイサービスセンター)

第二十条の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を通過せ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

(老人福祉センター)

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

2～6 (略)

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8～11 (略)

12 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15～24 (略)

25 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

26 (略)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）
（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～12（略）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2～6（略）

○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2・3（略）

4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであつて、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5～13（略）

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（法第八条第八号の規定）

第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第九十一条
四〇七（略）

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十三号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一〇七（略）

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
九〇十三（略）

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）
（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三

項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三 (略)

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第三項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分
五 二七 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、第六十二条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに

第八十六条の八第一項及び第三項

三 (略)

四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条、第五十一条第五項並びに第五十四条第四項

五 三十七 (略)

2・3 (略)

○宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号) (抄)

(広告の開始時期の制限)

第三十三条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

(重要事項の説明等)

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者(以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。)に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面(第五号において図面を必要とするときは、図面)を交付して説明をさせなければならない。

一 当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有者の氏名(法人にあつては、その名称)

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別(当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。)に応じて政令で定めるものに関する事項の概要

三 三十四 (略)

2 三十七 (略)

(契約締結等の時期の制限)

第三十六条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるものがあつた後でなければ

、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一～六（略）

七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

八～二十七（略）

二十八 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三
二十九～三十四（略）

2（略）

○地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）（抄）

（他の法令の準用）

第四十七条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）（抄）

（危険物等）

第二条 法第五条第一項第三号の政令で定める危険物は、建築基準法（昭和二十五年法律第百二一号）別表第二（ぬ）項第一号（一）から（三）まで、（十一）及び（十二）に掲げる物品とする。

2・3（略）

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）
（他の法令の準用）

第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一 (略)

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項

三〇十 (略)

十一 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三

十二〇十六 (略)

2 (略)

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十六条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）及び政令で定めるその他の法令の適用については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関又は地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第百二十二号）（抄）

（他の法令の準用）

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一〇六 (略)

七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

八〇二十三 (略)

二十四 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三

二五〇三十一 (略)

2 (略)

○ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号) (抄)

(他の法令の準用)

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これらの規定を準用する。

一〜五 (略)

六 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第二項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項

七〜十九 (略)

二十 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三
二十一〜二十六 (略)

2 (略)

○日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号) (抄)

(他の法令の準用)

第五十二条第四十六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号) (抄)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。))内において行われる場合、同号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指

定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ（略）

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ〜ヲ（略）

二（略）

5〜9（略）

○幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）（抄）

（法第十条第一項第五号の政令で定める行為）

第十条 法第十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物等の新築、改築若しくは増築又は用途の変更（当該建築物等又はその敷地について沿道地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）のすべてが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）

イ・ロ（略）

ハ 沿道地区計画（沿道再開発等促進区が定められている区域に限る。）において定められている次に掲げる事項

(1)（略）

(2) 建築物の建ぺい率の最高限度で、当該敷地に係る用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率を超えるもの

(3) 建築物の高さの最高限度で、当該敷地に係る都市計画法第八條第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えるもの

二・三（略）

○幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄）
（行為の届出等）

第十条 沿道地区計画の区域（第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行うおとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～四 (略)

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為その他政令で定める行為

六 (略)

2・3 (略)

○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第二項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三 (略)

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第三項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

五～三十一 (略)

○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

（広告の規制）

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2・3 （略）

（事業実施の時期に関する制限）

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行つてはならない。

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設）

第六条 法第十九条の十八第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の二、第二号又は第二号の二に掲げるものに該当するものとする。

（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等）

第十七条 法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第六号に掲げる仮設工作物

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（都市公園の占用の許可の特例）

第十九条の十八 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号に掲げる事項として都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ。）に設けられる都市再生安全確保施設で政令で定めるものの整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該都市公園の公園管理

者（同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。次項において以下同じ。）に協議し、その同意を得ることができる。

2 (略)

(都市再生整備計画)
第四十六条 (略)

2 都市再生整備計画には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 都市再生整備計画の区域及びその面積

二 前号の区域内における都市の再生に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 公共公益施設の整備に関する事業

ロ ホ (略)

ヘ その他国土交通省令で定める事業

三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

四 六 (略)

3 11 (略)

12 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて政令で定めるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項を記載することができる。

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）
第二十七条 法第五十五条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

| 地域又は区域 | 敷地面積の規模 (単位 平方メートル) |
|--|------------------------|
| 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域又 | 一、〇〇〇 |

は同号に規定する用途地域の指定のない区域

(略)

(略)

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（容積率の特例）

第五十五条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〜九 (略)

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項十一〜二十四 (略)

二十五 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三二十六〜三十一 (略)

2 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄）

(他の法令の準用)

第二十七条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）

(他の法令の準用)

第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～八 (略)

九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項
十～二十三 (略)

二十四 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三
二十五～三十一 (略)

2 (略)

○独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（抄）

(他の法令の準用)

第四十三条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）

(他の法令の準用)

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～三十六 (略)

三十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三
三十八～四十二 (略)

2 (略)

○独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）（抄）
(他の法令の準用)

第二十四条第二十二條 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 一 二十六（略）

二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十八 一 三十一（略）

2（略）

○独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十四条 医療法その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 一 八（略）

九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一

項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

十 一 二十六（略）

二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十八 一 三十三（略）

2（略）

○独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）

（公園管理者の権限の代行）

第七条 法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならぬ。

一 都市公園法第十七条第一項の規定により都市公園台帳を作成し、及びこれを保管すること。

二 (略)

三 都市公園法第二十二条第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

四 都市公園法第二十五条の規定により公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

2・3 (略)

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（都市公園の管理の特例等）

第二十五条 認定市町村は、認定計画期間内に限り、都市公園法第二条の三の規定にかかわらず、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第二号に規定する都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築（以下この条において「都市公園の維持等」という。）を行うことができる。

2 (略)

3 認定市町村は、第一項の規定により都市公園の維持等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行うものとする。

4～6 (略)

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設）

第二十四条 法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設又は同法第三十九条第一項に規定する保育所
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター又は同法第二十条の七に規定する老人福祉センター
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第二十五項に規定する地域活動支援センター
- 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- 六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

（保育所等施設に関する技術的基準）

第二十五条 法第二十条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 保育所等施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。
- 二 保育所等施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。
- 三 保育所等施設が地階を有する場合にあつては、その地階の部分の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造に支障を及ぼさないものとする。
- 四 保育所等施設の占用の場所は、都市公園の広場又は公園施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。次号において同じ。）内とすること。
- 五 都市公園の広場内に保育所等施設を設置する場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、公園施設である建築物内に保育所等施設を設置する場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を超えないものとする。
- 六 保育所等施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。
 - イ 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようにできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）（抄）

（都市公園法の特例）

第二十条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、都市公園占用保育所等施設設置事業（国家戦略特別区域における保育その他の福祉サービスの需要に応ずるため、都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ。）を占用して、保育所その他の社会福祉施設であつて政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。以下この条において「保育所等施設」という。）を設置する事業をいう。以下この条及び別表の八の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から二年以内に当該都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設のための都市公園の占用について同法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、当該区域計画に定められた次項の区域に係る都市公園の公園管理者（同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。）は、同法第七条の規定にかかわらず、当該保育所等施設のための都市公園の占用が当該保育所等施設の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

2 (略)

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（市街地整備課の所掌事務）

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇四 (略)

十五 都市開発資金の貸付けに関すること（土地・建設産業局及び住宅局並びにまちづくり推進課の所掌に属するものを除く。）

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 (略)

2 一四 (略)

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並

びにこれに置かれる官房及び部を除く。)には、課及びこれに準ずる室を置くことができるとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 〃 8 (略)

○特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)(抄)

(河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定)

第二条 雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十二条第二号の三及び第十六条第四号の二

三・四 (略)

2・3 (略)

○特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)(抄)

(河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備)

第六条 (略)

2 前項の規定により河川管理者が設置し、又は管理する雨水貯留浸透施設については、当該雨水貯留浸透施設を河川法第三条第二項に規定する河川管理施設と、当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を同法第六条第一項に規定する河川区域と、当該雨水貯留浸透施設に関する工事を同法第八条に規定する河川工事とみなして、同法その他の政令で定める法令の規定を適用する。

3 (略)

○東日本大震災復興特別区域法施行令(平成二十三年政令第四百九号)(抄)

(都市公園法施行令に係る政令等規制事業)

第五条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占用物件設置事業(復興推進計画の区域内の区域であつて、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設(以下この条において「復興仮設占用物件」という。)を当該特定地方公共団体の設置に係る都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項において同じ。)内に設け、復興の推進に当たつて活用する事業をいう。以下この条において同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定(法第七条第一項に規定する認定をいう。以下この項において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の当該復興仮設占用物件設置事業に係る復興仮設占用物件に対する都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十二条及び第十四条の規定の適用に

ついで、同令第十二条中「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）とあるのは「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）／九の二 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第五条第一項に規定する復興仮設占用物件／」と、同令第十四条第三号中「並びに第十二条第九号及び第十号」とあるのは「及び第十二条第九号から第十号まで」とする。

2 (略)

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（復興推進計画の認定）

第四条 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域」という。）である地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進（以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。）を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 (略)

○都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）

（都市公園に設けられる施設）

第二条 法第七条第三項第五号ロの政令で定める施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の三若しくは第二号の二に掲げるもの又は同条第二号の三に掲げる熱供給施設に該当するものとする。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）
（低炭素まちづくり計画）

第七条（略）

2 低炭素まちづくり計画には、その区域（以下「計画区域」という。）を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 低炭素まちづくり計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イ（略）

ホ 下水（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水をいう。次項第五号イ及び第四十七条において同じ。）

を熱源とする熱、太陽光その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項

ヘ（略）

三（略）

3 次の各号に掲げる事項には、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

一（略）

五 前項第二号ホに掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項

イ（略）

ロ 都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項第二号及び第四十八条において同じ。）に設けられる太陽光を電気に変換する設備その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設（ハにおいて「非化石エネルギー利用施設等」という。）で政令で定めるものの整備に関する事業の内容及び実施主体に関する事項

ハ（略）

4（略）